

マネロン等対策の高度化と運用の実効性向上

① ガイドライン・FAQ改正の

背景とポイント

マネロン等対策は、形式的な態勢整備から実効性重視の運用局面へ移行している。本特集では、2026年3月改正のマネロンガイドライン・FAQのポイントや金融犯罪の最新動向を整理し、監督当局との対話も見据えた経営陣の対応を考える。



有限責任あずさ監査法人
金融統轄事業部
金融アドバイザー事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

1988年、三井銀行入行。大蔵省、外務省出向などを経て、2014年4月三井住友銀行中東総支配人兼ドバイ支店長、2017年4月総務部付部長兼金融犯罪対応室長。2018年2月から金融庁マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室長、2022年7月から同年12月まで金融庁主任統括検査官。2023年1月から現職。

Ⅰ ガイドライン・FAQ改正の位置づけ

(1) 改正の背景

2026年3月、金融庁は「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）、および「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（以下、「FAQ」という）を改正し

ました。

これまで金融庁は、金融機関等に対し、ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に則した態勢整備を、2024年3月末までに完了させることを要請し、金融機関等におけるマネロン等リスク管理の基礎的な態勢整備は、概ね実施されたものと認識しているとしています。

今回の改正は、こうした基礎的態勢整備が概ね完了したことを前提に、預貯金口座の

不正利用等防止に向けた対策強化や、FATF第5次対日相互審査を見据えた環境変化への対応を整理し、マネロン等リスク管理態勢の「維持・高度化」を促進するためのものと位置づけられています。

すなわち、今回の改正は、「これまで行ってきたことを変更するもの」でも、「一律に新たな高度対応を求めるもの」でもありません。むしろ、基礎は整ったという共通認識の下、その態勢が環境変化の

なかでも有効に機能し続けているか、そして、そのことを説明できるかが問われる局面に入ったという整理です。

(2) 求められる「維持・高度化」と「説明可能性」

金融庁がいうFATF第5次対日相互審査のメソッドロジ（注1）とは、2022年のガイドライン改正時のFATF評価方法論に基づく「実効性重視」「結果重視」の評価枠組を指します。これは、

ワンポイント解説

② いまさら聞けない！
経営陣のための

マネロン等対策
キホン用語

尾崎 寛

保管・使用する行為。国家・非国家主体を問わず広く対象となる。

拡散金融

大量破壊兵器等の開発・保有・移転を、資金面から支える行為。

FATF

金融活動作業部会の正式名称の略称。マネロン・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という）に関する対策の国際基準を策定し、履行状況を相互審査する政府間機関。法的拘束力はもたないが、勧告や相互審査を通じて、各国の法制度・監督・実務に実質的な影響を与える。各国金融機関にとって、事実上の国際規制基準として機能する。

マネー・ローンタリング
（マネロン）

犯罪収益の出所や真の所有者を隠し、あたかも合法的な資金であるかのように見せる行為。口座の名義貸し・仮装取引・国際送金等の組合せにより実行される。

テロ資金供与

テロ行為やテロ組織の活動を支える資金を調達・移転・

リスクの特定・評価

マネロン等リスクの所在と

優先順位を整理する作業。顧客・商品・取引・地域の観点から、発生可能性・影響度等を踏まえ、相対評価する。数値化そのものではなく、なぜそのリスクを「高い」あるいは「低い」と判断したのかを、事実に基づいて合理的に説明できることが重要となる。

リスクベース・アプローチ

自社が直面するマネロン等リスクを特定・評価し、リスクに応じて管理資源を重点配分する考え方。

CDD

「Customer Due Diligence

（顧客管理）」の略称。顧客の属性・目的・資金の流れを把握し、取引ライフサイクル全体で継続的に管理するプロセス。

EDD

「Enhanced Due Diligence

（厳格な顧客管理）」の略称。高リスク顧客・取引に対し、追加情報取得や承認強化等の措置を講じること。

SDD

「Simplified Due Diligence（簡素な顧客管理）」の略称。一定の条件を満たす低リスク顧客に対する、合理的で簡素化された管理措置。

有効性検証

マネロン等対策のルールやシステムの存在確認ではなく、不正検知・抑止が実現されているかを結果で検証する取り組み。経営陣自らが検証結果を理解し、金融庁等の当局との対話において、「なぜこの体制で問題ないと言えるのか」を合理的に説明できることが求められる。

3線管理（3線モデル）

マネロン等対策の有効性を

マネロン等対策の高度化と運用の実効性向上

③ マネロン・金融犯罪の実態



株式会社
エス・ピー・ネットワーク
取締役副社長
首席研究員
芳賀 恒人

東京大学経済学部卒。大手損害保険会社を経て、株式会社エス・ピー・ネットワーク入社。反社排除やマネロンに関する分野を中心に、企業の支援実績、セミナー講師、コラム執筆など多数。農林中金アカデミー講師。

1 金融犯罪対策・マネロン対策の深化の急務

(1) 被害の現状

特殊詐欺などで得た犯罪収益を匿名・流動型犯罪グループ（以下、「トクリュウ」という）が金融機関の口座などを悪用してマネー・ローンダリング（以下、「マネロン」という）する事例が後を絶ちません。トクリュウをはじめ、暴力団や詐欺グループなどの

跋扈により、国民の体感治安は著しく悪化しています。こうした状況を封じ込める

には、犯罪収益の元を断つ「金融犯罪対策」と、犯罪収益を移転させないことで犯罪を完結させない「マネロン対策」の双方が重要であり、金融機関には両方の取組みの深化が求められています。本年5月には改正犯罪による収益の移転防止に関する法律が国会で成立するなど、まさに国民を挙げて「できることは、

すべてやる」（警察庁・楠芳伸長官による訓示）べき重要な局面にあるといえます。

(2) 今般の法改正について

特殊詐欺・SNS型投資・ロマンス詐欺（注1）の2025年の被害額は約3257億円と過去最悪となり、被害拡大に歯止めがかからない深刻な状況です。トクリュウは、闇バイトで実行犯を集めて犯罪ごとに入れ替え、秘匿性の高いアプリで犯行を指示する

などデジタルの匿名性を悪用し、摘発が上部層に及ばないようにしています。そのため、警察も組織のトップにまで辿り着けていないのが現状です。ただ、被害金は必ず組織の上層部に流れると考えられることから、犯罪収益の追跡から組織を炙り出すことが、法改正の狙いでもあります。

主な改正内容は次の点です。
① 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ
② 「送金犯罪」に関する罰則

マネロン等対策の高度化と運用の実効性向上

④ 監督当局との対話に向けた 経営陣の準備と視点



弁護士法人中央総合法律事務所
パートナー弁護士
金澤 浩志

2004年弁護士登録。2013年ニューヨーク州弁護士登録。米国およびシンガポールの法律事務所や金融庁監督局総務課での勤務を経て、金融機関のガバナンスや、AML/CFT、個人情報保護等のリスクマネジメント、コンプライアンスに関するアドバイ業務に従事。

1 マネロン等対策は 「整備」から「運用・検証」へ

マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下、「マネロン等対策」という）は、2024年3月末の態勢整備の期限を越え、「整備」から「運用とその検証」へと局面を移しています。金融庁は、2025年3月に「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」

（以下、「有効性検証DP」という）を公表し、金融機関等との「対話」を通じて各金融機関の有効性検証の取組みを確認・促進する枠組みを示しました。2026年3月には、

取組事例を整理した「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」（以下、「事例集」という）の改訂版が公表されています。

この局面で前面に立つことを求められているのが、経営陣です。監督当局との対話に

おいては、自金融機関のマネロン等対策が有効に機能していることを、自らの言葉で説明することが必要となります。本稿では、当局との対話を見据え、経営陣が準備しておくべき点と、もつべき視点を整理します。



2 問われる経営陣の 主導的な関与

金融機関は、2024年3月末をもって、マネロン等ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）の「対応が求められる事項」に即した基礎的な態勢整備を完了したステータスにあります。ただし、これはゴールではなく、出発点という位置づけです。

整備した態勢が、変化するリスクに対して実際に有効に